

津市狭あい道路整備事業

安全で安心なまちづくりをめざして

■はじめに

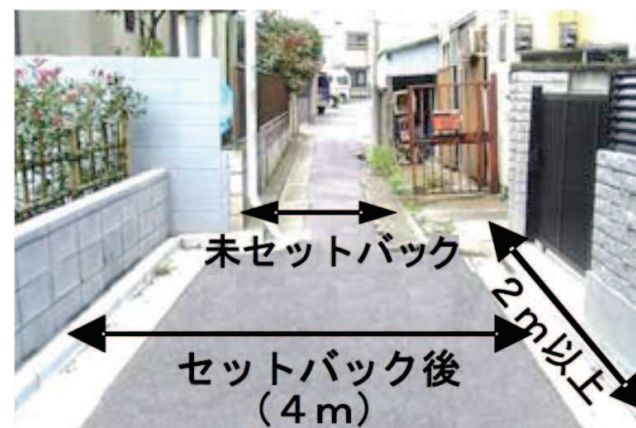
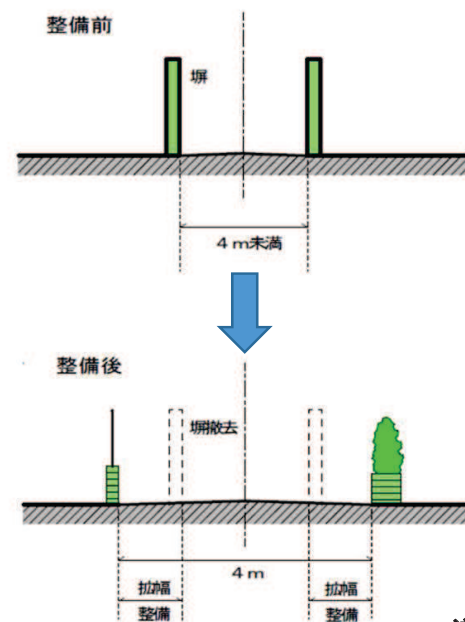
生活道路は、日常の通行という本来の目的以外にも、日照、通風、採光などの市街地環境の確保や災害等の非常時における避難、防火など、防災上の観点からも非常に重要な役割を果たしています。

この事業は、通行に支障のある幅員が4m未満の狭あいな生活道路の解消のために、市民の皆様と協働して、良好な街づくりを進めることを目的としています。

■事業内容について

狭あい道路の解消のために、道路拡幅用地を本市に寄附していただける方を対象に、測量、分筆に要する費用及び塀等の除却に要する費用の一部を助成するとともに、市が道路を整備し、維持管理を行っていきます。

なお、建築物を建て替える際になくても利用できます。



国土交通省ホームページより

道路拡幅イメージ図

■事業開始時期について

平成28年9月1日（新規施行）
令和元年6月3日（一部改正）

■対象となる道路について

津市全域の**市が管理する**次のいずれかに該当する道路が対象となります。

- 建築基準法第42条第2項の規定による道
- 幅員1.8m以上4m未満の道路法の規定による市認定道路
- 建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道

※事業の対象になる道かどうかは、建築指導課（059-229-3185）までお問合せください。

■助成制度について

- 測量、分筆登記等
道路拡幅用地の測量、分筆、所有権以外の権利の抹消登記に要する費用を助成します。
- 除却費
道路拡幅用地内にある門、塀、擁壁、生け垣等の除却に要する費用の一部と、水道メーター、排水ます等の移設に要する費用の一部を助成します。
なお、建築物の解体に要する費用は対象となりません。
- 報償金
寄附していただく道路拡幅用地に対して支出します。
ただし、すみ切り用地のみの寄附については対象となりません。

助成額一覧表

助成額（上限額） ※注1）		
測量費（12万円） 分筆登記費（3万円） 所有権以外の権利の抹消登記費（5千円）	除却費（50万円） ※注2）	報償金（100万円） ※注3）

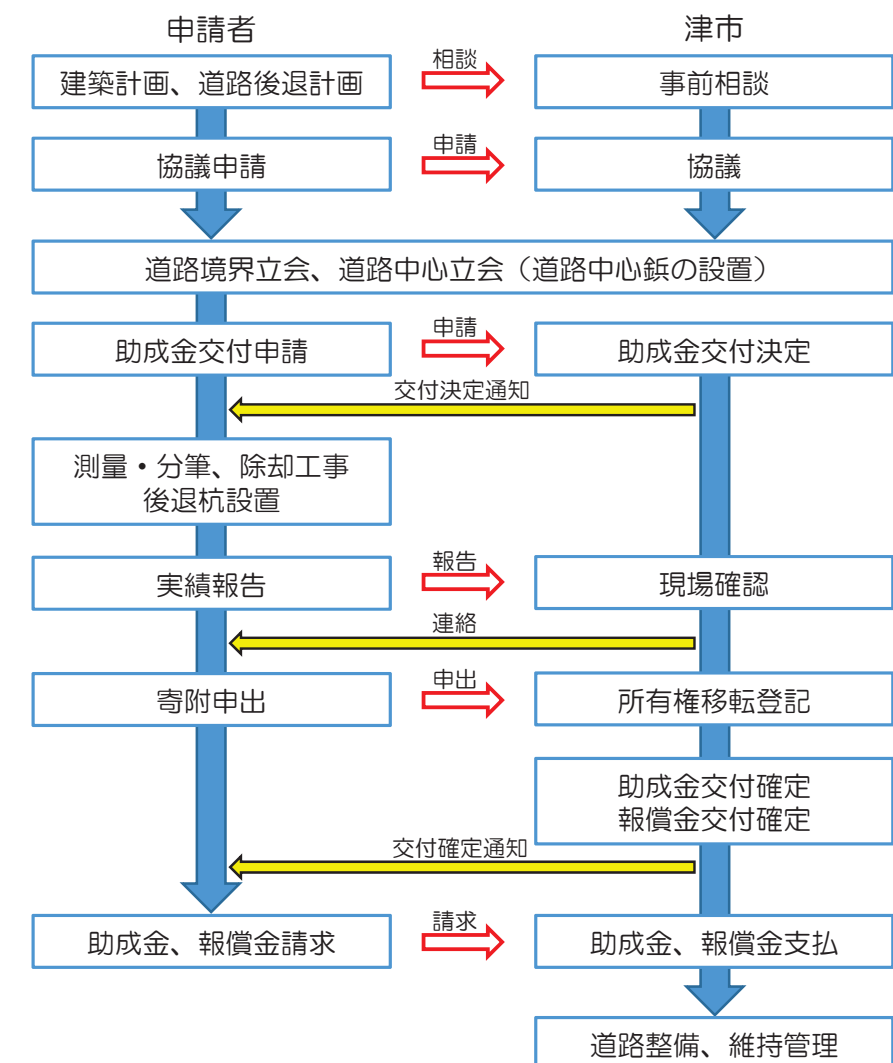
※注1） 道路拡幅用地を自己管理する場合は、助成の対象になりません。

※注2） 除却に要する費用の1/2又は市が算出した費用の1/2のいずれか少ない額。

※注3） 対象敷地における固定資産税路線価もしくは標準宅地価格に道路拡幅用地の寄附面積を乗じて得た額の1/2。

■事務手続について

基本的な事務手続は、次のフローのとおりです。



※道路拡幅用地内に電柱がある場合は、寄附を受けられません。実績報告までに道路拡幅用地外へ移設をお願いします。